

第1編 総論

第1章「教育振興基本計画」策定の背景と趣旨

平成18年12月に改正された教育基本法では、政府に教育の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画策定を義務づけたほか、地方公共団体には政府の策定した計画を踏まえつつ、地域の実情に応じて、教育の振興のための施策に関する基本的な計画を策定することが努力目標とされています。

また、平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律では、地方公共団体の長は、教育基本法第17条第1項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱（教育大綱）を定めることが義務付けられました。

これらを受け、本市では、平成28年3月に市長が総合教育会議を開催し、教育委員会と協議のうえ、川口市教育大綱を策定しました。この教育大綱は、同時期に策定作業を行っていた本市のまちづくりのビジョンを定めた第5次川口市総合計画との関連性を重視し、「人としごとが輝く しなやかでたくましい都市 川口」という将来都市像を教育分野からめざすものとししました。そしてこの教育大綱で示した本市の教育の指針についてより具体化を図るため川口市教育振興基本計画を策定し、平成28年度より、この計画に基づき本市の教育政策を推進してきました。

計画を推進する中、市立高等学校3校の統合による新しい川口市立高等学校の開校、県内初となる公立夜間中学校の開校などを実現してきましたが、一方で、全国的には少子高齢化が一層進行するとともに、地球環境問題の深刻化、科学技術の飛躍的な進歩、経済的な格差の拡大や子どもの貧困の増加、地域コミュニティの変化、さらには新型コロナウイルスの感染拡大など、本市を取り巻く社会の状況も大きく変化してきました。

本計画は、こうした社会状況の変化に対応するとともに、これまでの教育施策の成果や課題を踏まえ、中長期的な視点に立ち、今後5年間に取り組む本市の教育施策の方向性を示すため、川口市教育振興基本計画を見直したものです。